

平成29年(ウ)第62号 保全異議申立事件

(原審・広島地方裁判所平成28年(ヨ)第38号, 同年(ヨ)第109号)

(抗告審・広島高等裁判所平成29年(ラ)第63号)

決 定 要 旨

主 文

- 1 債権者らと債務者間の当裁判所平成29年(ラ)第63号伊方原発3号機運転差止め仮処分命令申立事件(第1事件, 第2事件)却下決定に対する即時抗告事件について, 当裁判所が平成29年12月13日にした仮処分決定を取り消す。
- 2 債権者らの各抗告を棄却する。
- 3 手続費用は, 当裁判所平成29年(ラ)第63号事件及び本件保全異議申立事件を通じ, いずれも債権者らの負担とする。

理 由 の 要 旨

1 事案の概要

- (1) 本件は, 四国電力伊方原発3号機(伊方原発)のおよそ100km圏内(広島市, 松山市)に居住する住民(債権者ら)が, 四国電力(債務者)に対し, 伊方原発の安全性に欠けるところがあるとして, 人格権に基づき, 伊方原発の運転差止めを命じる仮処分を申し立てた事案である。
- (2) 本件の争点は, ①司法審査の在り方, ②新規制基準の合理性に関する総論, ③新規制基準の合理性に関する各論として, ④基準地震動策定の合理性, ⑤耐震設計における重要度分類の合理性, ⑥使用済燃料ピット等に係る安全性, ⑦地すべりと液状化現象による危険性, ⑧制御棒挿入に係る危険性, ⑨基準津波策定の合理性, ⑩火山事象の影響による危険性, ⑪シビアアクシデント対策の合理性, ⑫テロ対策の合理性, ⑬保全の必要性, ⑭担保金の額である。
- (3) 原審(広島地方裁判所)は, 原子力発電所の安全性審査に関する新規制基準は合理的であり, 伊方原発が新規制基準に適合するとの原子力規制委員会

の判断も合理的であるから、債権者らの申立ては被保全権利の立証（疎明）を欠くなどとして、申立てを却下したところ、債権者らが即時抗告した。

抗告審（広島高等裁判所）は、火山事象の影響による危険性について、伊方原発が新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断は不合理であり、債権者らの生命身体に対する具体的危険の存在が事実上推定されるから、債権者らの申立ては被保全権利の疎明がなされたと判断し、保全の必要性も認められるが、係属中の本案訴訟において異なる判断がされる可能性などを考慮し、立担保を命じることなく、債権者らの申立てを一部認容したところ、四国電力が本件保全異議を申し立てた。

異議審において、司法審査の在り方、基準地震動の策定の合理性、火山事象の影響による危険性について、当事者双方から主張が補充された。

2 当裁判所の判断

(1) 司法審査の在り方及び火山事象の影響による危険性以外の争点

抗告審決定と同様、債権者らの住所地と伊方原発との距離に照らし、四国電力において、伊方原発の設置運転によって放射性物質が周辺環境に放出され、その放射線被曝により債権者らがその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険が存在しないこと（具体的危険の不存在①）について、相当の根拠資料に基づき主張立証（疎明）しなければ、具体的危険の存在が事実上推定されるが、原子炉等規制法の趣旨に照らし、これに代え、新規制基準に不合理な点のないこと及び伊方原発が新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がないことを相当の根拠資料に基づき主張立証（疎明）することができ、基準の不合理性又は基準適合判断の不合理性が事実上推定される場合、四国電力は、それにもかかわらず、伊方原発の運転等によって放射性物質が周辺環境に放出され、その放射線被曝により債権者らの生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険が存在しないこと（具体的危険の不存在②）を主張立証（疎明）しなければならないと

解される。

そして、火山事象の影響による危険性以外の争点について、抗告審決定と同様、新規制基準は合理的であり、伊方原発が新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断も合理的であると認められる。

(2) 火山事象の影響による危険性

火山事象の影響による危険については、抗告審決定における判断を次のとおり変更する。

ア 火山ガイド（原子力規制委員会が策定した安全審査の内規）は、火山影響評価を立地評価と影響評価の2段階で行うこととしている。このうち、立地評価では、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山を抽出し、設計対応不可能な火山事象が原子力発電所の運用期間中に影響を及ぼす可能性などを評価することで原子力発電所の立地の適否を検討し、影響評価では、個々の火山事象への設計対応及び運転対応の妥当性について評価を行う。

イ 立地評価に関する火山ガイドの定めは、検討対象火山の噴火の時期及び程度が相当前の時点で相当程度の正確さで予測できることを前提としている点においてその内容が不合理であり、火山ガイドの定めに従えば、阿蘇カルデラの過去最大の噴火である阿蘇4噴火（約9万年前）の噴火規模を想定し、火碎流が伊方原発敷地に到達する可能性が十分小さいかどうかを評価することになるが、阿蘇4噴火の火碎流が伊方原発敷地に到達した可能性が十分小さいと評価することはできないから、伊方原発敷地に原子力発電所を設置することは認められないことになる。

しかし、検討対象火山の噴火の時期及び程度を数十年前の段階で相当程度の正確さで予測することは困難であるとの現在の火山学の水準のもとにおいて、原子力発電所の安全性確保の観点から巨大噴火の危険をどのように想定すべきかについては、我が国が自然災害に対する危険をどの程度まで容認するかという社会通念を基準として判断せざるを得ない。阿

阿蘇カルデラにおいて阿蘇4噴火と同程度の破局的噴火が発生した場合、壊滅的被害が発生することになるが、現在の知見では、その前駆現象を的確にとらえることはできず、具体的な予防措置を事前にとることはできない。
その一方で、その発生頻度は著しく小さく、國は破局的噴火のような自然災害を想定した具体的な対策は策定しておらず、これを策定しようとする動きがあるとも認められないが、國民の大多数はそのことを格別に問題にしない。そうであれば、破局的噴火によって生じるリスクは、その発生の可能性が相応の根拠をもって示されない限り、原子力発電所の安全確保の上で自然災害として想定しなくとも安全性に欠けるところはないとするのが、少なくとも現時点における我が國の社会通念であると認めるほかない。そうすると、火山ガイドの立地評価においては、原子力発電所の運用期間中に破局的噴火が発生する可能性が相応の根拠をもって示されない限り、このような噴火を除いたその他の火山事象と解して判断するのが相当であり、本件では、阿蘇において破局的噴火が本件発電所の運用期間中に発生する可能性が相応の根拠をもって示されているとは認められず、これを除けば、伊方原発に設計対応不可能な火山事象（火砕流）が到達する可能性が十分小さいと評価できるから、伊方原発の立地は不適とはならず、具体的な危険の不存在②の主張がなされたということができる。

ウ 影響評価に関しては、四国電力の落下火砕物の層厚の想定は合理性があり、新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断も合理的である。また、四国電力は、落下火砕物の大気中濃度の想定について、改正された実用炉規則や火山ガイド等において新たに想定すべきであるとされた気中落下火砕物濃度に対して、非常用ディーゼル発電機の機能が喪失しないよう対策を講じるなどし、保安規定変更認可を申請している状況で、これにより変更後の基準に適合する蓋然性があると認められ、具体的な危険の不存在②の主張がなされたものと認める。

エ 以上のとおり、火山事象の影響による危険性の評価についても、四国電力により、新規制基準に不合理な点がなく、伊方原発が新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がないこと又は具体的危険の不存在②の主張立証（疎明）がなされていると認められる。

(3) 結論

そうすると、債権者らの申立ては、いずれも被保全権利についての疎明を欠くことになるから、その余の点について判断するまでもなく、いずれも理由がなく、各申立てを却下した原審決定は相当であり、債権者らの各抗告は理由がない。

したがって、抗告審決定を取り消し、債権者らの各抗告を棄却することとし、主文のとおり決定する。

以上